

学校安全全部会第5回会議 2021年8月26日

「学校安全の推進に関する計画 (2012年, 2017年)」が示す 組織活動の課題と今後の方向性

東京学芸大学教職大学院教授 渡邊 正樹

学校安全の推進に関する計画（2012年）

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進
 - (1) 学校安全計画の策定と内容の充実
 - (2) 学校における人的体制の整備
 - (3) 学校における安全点検
 - (4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進
 - ①教職員研修の推進
 - ②教職を志す学生への学校安全教育
4. 地域社会，家庭との連携を図った学校安全の推進
 - (1) 地域社会との連携推進

(2) 学校における人的体制の整備

- 学校の設置者によっては、**安全主任**といった**学校安全の中核となる教職員**の講習会を開催し、意識・能力の向上や各学校等の実践活動に活かしている例もある。
- 国は、地方公共団体において管理職及び**学校安全の指導的な役割を担う教職員**の研修が行われる体制を整え、全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が**一定水準の知識や資質を備えること**を目指す。
 - 「学校安全の中核となる教職員」等の表記はあったが、具体的に校務分掌に位置づいているかは不明瞭。またそのような教職員の資質をどのように評価するかは確立していない。

(3) 学校における安全点検

- 学校においては、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得ながら、登下校において児童生徒等の安全が確保されるよう通学路の定期的な点検を行い、**必要に応じ道路管理者、警察等に提言することが重要である。**
 - 学校や学校の設置者は、**学校施設・設備の経年劣化等**による危険箇所等の点検・確認を法令に基づき確実に行うとともに、支障となる事項があると認めたときには、**遅滞なく、その補修、修繕等の改善措置を講じる**ことが必要である。
- 通学路の点検が改善につながっているのか。また学校内の定期的な点検で問題点が見つかったが（H30年度、全国小学校で61.7%）、その後修繕等が行われているかは不明。

(4) 学校安全に関する教職員の研修等の推進

- 国及び地方公共団体においては、関係機関と連携を図ることにより、受講者が**何らかの資格を取得できる**など研修の在り方について工夫することにより、受講を促進する。
 - 国は、教職員の研修等を推進するためにも、学校安全に関する**研究者等の指導者を養成**するための方策を検討する。
 - 教職を志す学生が学校安全に関する知識技能を修得することができるよう、**教員養成課程**などにおいて、行政や学校現場で行われている安全教育に関する最新の動向を学ぶことができるようにする取組について検討することが必要である。
- いずれも解決が図られていないと思われる。教職課程コアカリキュラムに学校安全が位置づいたが、時間数からみると十分とは言えない（指導者の確保が困難という問題もある）。

4. 地域社会，家庭との連携を図った学校 安全の推進（1）地域社会との連携推進

- 公立学校は地方公共団体との情報ネットワークが機能しているが、**私立学校や国立学校には情報が入らない**こともあるとの指摘がある。各学校においては改めて地域との連携をとりながら、情報ネットワークの多層的な在り方について考えていく必要がある。
 - 安全教育は、学校だけが行うのではなく、**保護者や地域住民も参加して行うこと**が重要である。この観点からも、各学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等の取組を進めることが望ましい。
- 地域差，学校差が大きいと思われる。具体的な方策が必要ではないか。

第2次学校安全の推進に関する計画（2017年）

Ⅲ 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（1）学校における人的体制の整備

（2）学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定

・ 検証の徹底

（3）学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

(1) 学校における人的体制の整備

- 国は、**学校安全の中核となる教職員**が担うべき役割や組織体制の在り方を示し、効果的な実践事例の整理・検証などを行うとともに、人的体制整備に意欲的に取り組む学校への支援を行い、先進的な取組を促進する。
- 家庭・地域等との連携・協働に係る推進方策も踏まえつつ、地域人材や外部専門家等を活用した**人的体制を充実する取組**を今後とも進めることが必要である。
 - 第1次計画からあまり進んでいないという印象がある。取組の具体性が求められる。

(2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底

- 各学校の地域特性を踏まえて取り組む安全教育の目標や目指すべき児童生徒像、教職員の研修計画など、学校安全に関する基本的な方針を明確にし、教職員のみならず保護者や地域住民と共有することが重要である。さらに、国及び教育委員会等は、各学校における**学校安全計画等の策定を徹底させるとともに、検証・改善を促進することが必要**である。
- 教育委員会等は、**地域の事故等の事例を収集・分析**し、域内の学校における学校安全計画等の改善等を促すことが必要である。
→ **具体的な取組が不明瞭。またどのように評価するのか。**

(2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底

- ・ JSC は、災害共済給付事業による事故等のデータを学校における**事故防止のための対策に活用できるように整理・分析**した上で、学校現場に分かりやすく提供する。

→ JSCのみに頼るのではなく、災害共済給付データの外部での利用を進め、多くの人々による解析やその結果の活用が重要。

例：中高生の体育授業および部活動における柔道事故の分析

- ・ 授業と部活動では事故の発生状況が異なる。
- ・ 中学校体育授業では女子において受け身による負傷が多い。
→ 負傷を減らすための指導の工夫が求められる。

学校安全の組織活動に関する さらなる課題

- 学校には「ヒヤリハット」を重視する文化の醸成が必要。重大事故の背景には過去に同様の事故が無視されていることがある。事故のヒヤリハットは無視せず、報告、共有し、事故発生前に改善を図る。
- 事故発生後の教育継続を図る。また事故対応が教育継続を阻害することもある。教育継続を図るための備えが必要。
- 学校そのものが災害等に強い学校となること（スクール・レジリエンス）を目指す。それを支援する教育委員会の役割も重要。
- 全国の学校全体で、学校安全の底上げを！